

●委員から寄せられた疑問点・意見への考え方(第3回)

資料5

1. 対象事項《論点4》

○定例的に実施することを前提とした対象事項規定の是非 論点4-9

疑問点・意見

・定例的に実施されるところの事項はどのようなものが想定されるのか。

考え方

資料4の1頁(4)の説明のとおり、具体的に想定することは難しいのではないかと考えます。なお、類似例として米国の義務的レファレンダムの事例では、憲法改正、公債発行、超過課税、境界変更などが投票にかけられています。

・定例的に実施することにより、今まで以上に市政に関心を持ってもらうことを期待する。当面は、できるだけ「住民投票が使いやすい」制度設計が望ましいと思う。

考え方

資料4の1頁(4)の説明のとおり、事案の想定が難しいと考えます。使いやすさは重要な観点であると思いますが、制度設計にあたっては、住民投票制度の意義や参加制度の中での役割などを踏まえての検討が必要と考えます。

・費用面については、住基カードなどを使って、本人認証、区役所端末からの投票等でのコストダウンも可能ではないか。

考え方

選挙につきましては、費用的な問題や投票事務の適正執行など、電子投票の導入には多くの課題があるとされており、また、住基カードの利用についても取得率の低さや多くの技術的な問題がありますことから、今後、選挙事務における電子投票の検討を踏まえて、住民投票への電子技術の導入も検討してまいります。

○条例の制定・改廃に関する事項の発議の特例的な仕組み導入の是非 論点4-10

疑問点・意見

・説明がほしい。

考え方

資料4の1頁(5)に記載のとおりです。

2. 実施区域《論点5》

○実施区域と区民投票 論点5-1

疑問点・意見

- ・全市を実施区域とするのは基本であるが、「区民投票」も必要と考える。自治基本条例は、「区民会議」の創設や区における市民活動の尊重を定め、区の役割を重視する方向となっている。
- ・区民投票は時期早尚だと思うが、区民会議の成熟に応じて必要になってくると思われる。
- ・住民の意思を知るという観点では、区民投票はあった方がよいと思う。
- ・同じテーマで、全市民投票と区民投票を同時に行うことで、市政運営の参考とするということになる。

考え方

資料4の2頁2の説明のとおり、区における機能や権限の強化に関する検討や取組が進められている過程にありますので、将来的な課題としての位置付けが望ましいのではないかと考えられます。

3. 選挙との同日実施《論点16》

- 同日実施のメリット 論点16-1
- 同日実施の是非 論点16-2

疑問点・意見

- ・ 費用の軽減、投票率の向上にメリットがあるが、特に本市の場合は、規模の点から費用軽減の問題が大きいと思われる。

考え方

資料4の3頁(1)の説明のとおり、事務の簡素化、投票人の負担軽減と並んで、実施に係る費用軽減も同日実施による大きな利点であると考えます。

- ・ 同日実施でどの程度のコストメリットがあるのか確認をしてほしい。

考え方

資料6の試算とおり、一定の節減効果があると考えられます。

- ・ 相乗効果で投票率が高くなることを期待する。
- ・ 同日実施の方が、投票する側も投票所に行く動機付けが高まると思われる。

考え方

資料4の4頁の説明にある富士見市の事例などからも、同日実施が選挙の投票率を挙げる一定の効果はあるものと考えられます。

- 同日実施の方法 論点16-3

疑問点・意見

- ・ タイミングが重要になる場合もあるので、単独日程の住民投票も可能にしておく必要がある。
- ・ 選挙と同日に実施するとした場合、住民投票のタイミングを逸すると、次回選挙日程まで待たなければならないのは問題。
- ・ なるべく選挙との同日実施でよいと思うが、投票のタイミングが拘束されるのは好ましくない場合も想定されるので、単独実施もできるようにしておいた方がよい。

考え方

資料4の5頁(4)の説明のとおり、選挙との同日実施、あるいは、住民投票の単独実施のいずれも可能とする制度設計が望ましいと考えられます。

4. 投票期日《論点12》

- 投票期日の考え方 論点12-1

疑問点・意見

- ・ 90日以内と定めておくにせよ、同日実施とする場合は、90日+αで、選挙期日に合わせることも可能とする。ただし、発議者の同意を必要とする。
- ・ 速やかに実施という点から、明確に期限を定めることが必要。

考え方

資料4の5頁4の説明のとおり、投票期日については、その準備に必要な期間を考慮した上で、実施者が速やかに決定する必要があると考えられます。

5．設問及び選択肢の設定《論点6》

○選択肢の規定方法 論点6-1

疑問点・意見

- ・二者択一が基本であるが、選択肢が当然増える場合もあると考える。
- ・できるだけシンプルな二者択一、あるいは三者択一などが望ましい。

考え方

資料4の6頁5の説明のとおり、設問内容に対する投票者の理解や適切な意思表示を確保する観点からは、二者択一で賛否を問う方法が望ましいのではないかと考えられます。

- ・選択肢が3つの場合が適切な場合もあるかもしれないが、その場合は、個別条例を新たに作ることになるのだろうか。

考え方

直接請求の手続きに従って、選択肢を3つとする個別設置型条例を制定することは可能ですが、資料4の6頁5の説明のとおり、より正確に意思の把握を行うためには、二者択一で賛否を問う方法が望ましいと考えられます。

○設問及び選択肢の設定者 論点6-2

疑問点・意見

- ・発議者が設問および選択肢の設定を行うことがよいと思う。
- ・選択肢の設定が適切かどうかのチェックは、どのように行うのか。

考え方

資料4の6頁5の説明のとおり、適切性を確保する意味でも選択肢については、二者択一で賛否を問う方法が望ましいと考えられます。

- ・設定の過程で、広く意見が集まる仕組み、支援が必要である。
(署名収集などの段階でオープンな議論を仕組んでいくことの必要性)

考え方

投票運動が行われる際に行政が議論の場を提供していくようなことは検討する必要があると考えられますが、署名収集の際に、行政が何がしかの支援等を行っていくことは発議権に対する介入ととられるおそれがあります。なお、広島市の例によりますと、住民投票の請求代表者の申請により設問等が決定されたのちに、署名活動が行われることとされています。